

全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(6262)7494

○〒103-0015 東京都中央区日本橋3-14-1 新々ビル9階
○ホームページ＜<https://zenchuren-group.jp>>

新たな事業を積極的に展開し会員サポート体制を強化する 第41回理事会開催

3月14日（金）、京都市のTKPガーデンシティ京都タワーホテルにおいて第41回理事会が行われ、各種規程の改正、令和7年度事業計画（案）と令和7年度事業予算（案）など16議案について審議が行われました。

令和7年度の会議については、定時社員総会は5月30日（金）に開催し、その席上において全中連模範的な優秀技能者表彰の表彰式を実施することなどが決まりました。

令和6年度の業務執行状況については、1月末日時点において賛助会員は3,322社になったこと、外国人技能者支援事業の利用申込数は4,394社（正会員団体所属含む）まで増えたこと、本年度から開始した足場の組立て等特別教育やフルハーネス型墜落制止用器具特別教育などの講習会が6月から1月にかけて7会場で開催され、延べ138名が受講したことなどが報告されました。

令和7年度の新規事業では、建設人材不足の対策事業として、会員企業の働き手確保の支援を行うことを目的に一般社団法人全国建設人材協会との事業連携を行いました。これにより会員企業は建設人材協会の紹介を受けて希望する人材を採用することができるようになります。さらに、外国人技能者支援事業と建設キャリアアップシステム代理登録申請の推進、全中連トータルサポートプラン等の普及を促進するとともに、労務安全並びに安全衛生教育の拡張・充実を図るため、新たな講習を含め会員団体からの実施要請に随時対応するなど、数々の事業を通じて会員サポート体制の強化を図ることとしました。



令和7年度 外国人労働者問題啓発月間

実施期間 令和7年6月1日～令和7年6月30日

厚生労働省は6月1日からの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」とし、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

厚生労働省ではこの月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主や国民を対象に、労働条件などルールに則った外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行います。



全国建設人材協会との事業連携について

全中連では令和7年度の新しい取組みとして、職人紹介サービスを提供している一般社団法人全国建設人材協会（全建）との事業連携を締結いたしました。

これにより、全建から建設人材の紹介を受け、採用することができるようになりましたので、ご紹介いたします。

■（一社）全国建設人材協会とは

- ・建設業務有料職業紹介事業を展開している日本で唯一の協会です。
- ・適正な職人紹介事業者として安心して紹介サービスを利用できます。
- ・所在地/連絡先：〒102-0083 東京都千代田区麴町4 麴町クリスタルシティ東館11階
TEL：03-6261-1337

■人材紹介サービスの特徴

①手厚い採用支援

- ・完全成約報酬型の紹介サービスです。
- ・求人票の作成から面接の手配、内定承諾の取付まで採用担当者の負担を大幅に軽減する手厚いサポートを提供します。
- ・実際に雇用するまで費用は発生しません。

②人材募集力（集客）

- ・建設業に特化した複数の人材紹介会社と提携し、毎月数百名の求職者を集客しています。
- ・20代、30代の若手人材を中心（特定技能外国人含む）に紹介します。

■有料職業紹介の利用案内

項 目	利用条件	備 考
求人票作成・募集	すべて無料	紹介人材の入社時に初めて報酬が発生する、完全成約報酬制です
雇用条件	正社員登用に限る	職人採用時は正社員雇用が条件
成約報酬	1年目想定年収の35% （賞与・残業代を含める）	年収350万円未満の場合 120万円（税抜）
返金規定 （早期退職の場合）	1か月未満：50% 3か月未満：20%	採用企業の申告により適用
入会費・年会費	入会金：無し 年会費：5万円（※成約時無料）	2年目以降の会員継続の場合 年会費が発生します

CCUS登録データ 民間システムと連携

キャリアアップシステム（CCUS）運営主体の建設業振興基金は、CCUSに登録された事業者と技能者のデータを連携する民間システムで共通して使えるようにする共同利用の基本方針を示しました。

労務・安全管理に用いるシステムが現場ごとに異なる場合も、CCUSに蓄積されたデータを直接反映できるようになり、現場管理の効率化が期待できます。各システム事業者と2025年度当初から共同利用の契約を順次締結し、サービスを開始することとしています。

講習会 職長・安全衛生責任者教育初開催

労働安全衛生法第60条では、労働災害防止のための重要な対策のひとつとして職長等の職種に新たに就くことになった者には安全衛生教育が義務付けられています。

建設現場などで労働者を指揮する職長は、労働者の健康と安全を確保する重要な立場にあります。事業者は職長などの要職に安全衛生教育（職長教育）を行なうよう労働安全衛生法に規定されています。

建設業では、職長が安全衛生責任者を兼任することが多いため、厚生労働省では「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」の実施を推進していることから、令和6年度の新規講習会として実施しました。

■東京都会場

開催日：令和7年2月4日（火）、5日（水）
会場：豊島区民センター
共催団体：一般社団法人 東京建設産業組合連合会
受講者：3名

■石川県会場

開催日：令和7年2月18日（火）、19日（水）
会場：石川県地場産業振興センター
共催団体：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構
受講者：39名



フルハーネス・石綿特別教育も開催

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育と石綿取り扱い作業従事者特別教育を実施しました。

高所作業での墜落事故などの労働災害を防止するため特に墜落の危険性の高い業務に従事する者はフルハーネス型墜落制止用器具特別教育を受講すること、石綿等が使用されている建築物の解体等を行うときは、石綿取り扱い作業従事者特別教育の修了者を就かせることが義務付けられています。

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

■長崎県会場

開催日：令和7年1月21日（火）
会場：長崎県建設総合会館
共催：長崎建設組合
受講者：15名

■三重県会場

開催日：令和7年1月28日（火）
会場：総合建設伊勢「アクト伊勢」
共催：三重県建築業組合連合会
受講者：15名



石綿取り扱い作業従事者特別教育

■石川県会場

開催日：令和7年2月13日（木）
会場：石川県地場産業振興センター
共催団体：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構
受講者：19名



外国人技能者支援をご利用の皆様へ

外国人技能者支援事業をご利用いただいている方からのお問い合わせの多くは、外国人受入負担金（受入負担金）に関することです。受入負担金は国土交通省の外国人就労管理システムに登録した1号特定技能外国人の就労開始日より発生し、受入企業は月額12,500円（1人あたり）を建設技能人材機構（JAC）に納めることとなっています。当会はその収納代行を行っており、該当月の2か月後に口座振替（1月分の受入負担金は3月に口座振替）いたします。

1号特定技能外国人が退職した場合

1号特定技能外国人が退職したときは、外国人就労管理システムに「退職報告の手続き」をする必要があります。この手続きを行わないと退職後も受入負担金の請求が続きますので、退職後には速やかな手続きをしてください。

全中連を退会する場合

1号特定技能外国人の雇用が0人となり今後雇入れすることがないときなどは、当会の退会手続きをすることができます。退会に際して提出していただく「退会届（書式 第3-2-(2)号）」は、当会のホームページの「各種届出書」の頁の下部に「退会届の提出について」を掲載していますので、ダウンロードしてご記入の上、事務局に郵送にてお送りください（メール、FAXでの受付はしておりません）。

また、国土交通省の外国人就労管理システムに提出済の計画申請の取消しをする必要があります。詳しくは事務局（TEL.03-5651-7301）にお問い合わせください。

留意事項【退会後の受入負担金】

2月分の受入負担金は4月に、3月分の受入負担金は5月に口座振替されるため、退会後に受入負担金請求が発生する場合があります。退会後であっても負担金が発生した場合は請求（口座振替）いたしますので、必ずお支払いください。

外国人労管理システムの確認・問合せ先

- 外国人就労管理システムのよくある質問とその対応方法について。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001484149.pdf

- システムの操作マニュアル（基本操作編）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001481465.pdf

- システムの操作マニュアル（受入計画関係）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001481466.pdf

- ヘルプデスク（建設分野の特定技能制度全般について：建設技能人材機構（JAC））

TEL.0120-220-353（平日9:00～17:30）

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

※詳しくは組合ホームページをご覧ください <https://www.kensetsukokuho.or.jp/>

組合のホームページで保険料の試算ができます



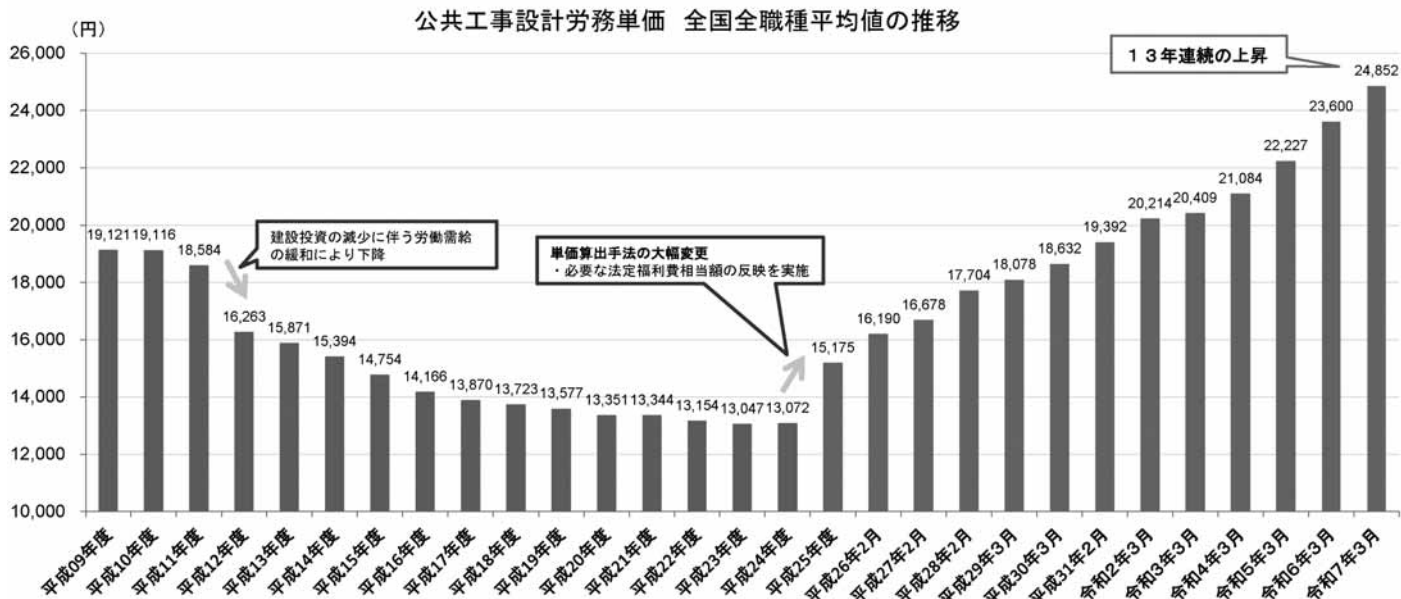
全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

公共工事設計労務単価 13年連続の上昇

国土交通省は3月から新たな公共工事設計労務単価を適用しています。今年は時間外労働の上限規制の対応に必要な費用を反映しており、全国全職種の加重平均値は2万4852円（前年3月比＋6.0％）で、13年連続の上昇となっています。

労務単価は47都道府県・51職種別に設定されており、このうち主要12職種の平均は2万3237円（同＋5.6％）となりました。主要12職種のうち最も上昇率が高かったのは、＋6.8％の「左官」（2万9351円）と「軽作業員」（1万8137円）、次いで、「大工」が＋6.3％（2万9019円）、「鉄筋工」が＋5.9％（3万71円）などとなっています。



国交省 新たに13の民間資格を認定

国土交通省は新たな登録資格として13の民間資格を追加しました。併せて24年度末に登録期間満了を迎えた82の民間資格を更新し、登録資格は合計402件となりました。

新たに追加された民間資格一覧

資格の名称		資格が対象とする区分			
		施設分野等	業 務	担 当	資格付与事業所等
1	樹木医	公園施設(樹木)	点検	担当技術者	日本緑化センター
2			診断		
3	水道浄水施設管理技士1級	水道施設	点検・診断	管理技術者	日本水道協会
4	水道浄水施設管理技士2級				
5	水道管路施設管理技士1級	水道管路施設			
6	水道管路施設管理技士2級				
7	地籍調査担い手技術者資格	地籍調査	調査	担当技術者	日本国土調査測量協会
8	RCCM (上水道及び工業用水道)	水道	計画・調査・設計	管理技術者/ 主任技術者	建設コンサルタント協会
9	水道浄水施設管理技士1級	水道	計画・調査・設計	管理技術者/ 主任技術者	日本水道協会
10	水道浄水施設管理技士2級				
11	水道管路施設管理技士1級				
12	水道管路施設管理技士2級				
13	BIM/CIM管理技士	全施設	データ管理 (BIM/CIM)	管理技術者/ 主任技術者	日本建設情報技術センター

万が一の時の安心のために!!

病気・ケガによる就業不能中の月々の所得を補償

所得補償サポートプラン

所得補償サポートプランは、病気やケガで働けなくなったときに月々の所得を補償する制度で、業務中・業務外を問わず24時間補償します。所得補償保険金額（月額）は10万円・20万円・30万円から選ぶことができます。また、保険料は現場従事者と一般事務従事者の2つのコースに分かれており、事業主・従業員みなさんが加入できる補償制度となっていますので、事業所の福利厚生にお役立てください。

■全中連所得補償サポートプランの特長

1. 全中連のスケールメリットを活かしたお得な保険料を実現！
2. 病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償！
3. 24時間、国内・国外、業務中・業務外いつでも補償！
4. 最長1年間の長期保証！長期の継続も可能！
5. 加入時の医師の審査は不要！

■制度の概要

1. 保険の対象となる方が保険期間中に病気またはケガにより就業不能となった場合に保険金をお支払いします。
2. 保険の対象となる方は、役員、個人事業主、一人親方、正規従業員・臨時雇用従業員、外国人労働者の方々と、満15歳から満69歳の方が加入できます。
3. 職種（現場従事者・一般事務従事者）により保険料が異なります。
4. 病気やケガで就業不能のときに受取る所得補償保険金額は3コース（Aコース月額10万円、Bコース月額20万円、Cコース月額30万円）から選択できます。

■保険料例 <被保険者1名あたり/年額>

コース名	所得補償保険金額	30歳	40歳	50歳
現場従事者	1か月10万円	15,140円	23,500円	32,570円
	1か月20万円	30,280円	47,000円	65,140円
	1か月30万円	45,420円	70,500円	97,710円
一般事務従事者	1か月10万円	11,200円	17,430円	24,130円
	1か月20万円	22,400円	34,860円	48,260円
	1か月30万円	33,600円	52,290円	72,390円

■ご加入について

1. 保険期間は8月1日（午後4時）～翌年8月1日（午後4時）までです。
2. 8月1日以降も、いつでも中途加入できます。
3. 毎月1日までの受付。翌月1日から補償開始（保険期間は翌年8月1日午後4時まで）です。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：菊池）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



ケガ休業・病気入院をカバー 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償（工作中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- 休業療養保険金 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- 手術療養保険金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- 入院療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- 長期休業療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- 死亡保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- 後遺障害保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったとき

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の“**ケガ休業+病気入院プラン**”を是非ご検討ください

病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（年払いですと約9%安くなります）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も随時受付します。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：菊池）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



JAC受入支援サービスのご紹介 Series.1

一般社団法人建設技能人材機構（JAC）では外国人の方々が建設業界で活躍できるよう、各種の支援サービスを行っていますので、シリーズでご紹介します。但し、申込みをする会社は、所属するすべての特定技能外国人の受入負担金を支払っている必要があります。

■オンライン特別教育

労働災害を防止するため、特定の危険有害業務に従事させる外国人労働者を対象に、母国語で受講できる安全衛生に関する無料のオンライン特別教育を実施しています。但し、スマートフォン・タブレットでの受講はできません。

●受講できる特別教育

- ・新規入職者安全衛生教育
- ・丸のこ取り扱い従事者教育
- ・自由研削砥石特別教育
- ・足場の組立等の業務に係る特別教育
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ・有機溶剤取り扱い従事者教育



●受講要件

- ・就業中の特定技能1号の外国人
- ・上記外国人と同一企業に就業中で、特定技能1号に移行する意志のある技能実習生

●お問合せ先

- ・JAC安全衛生教育窓口：平日8時30分～17時00分（年末年始除く）
- ・フリーダイヤル：0120-36-5378
- ・メールアドレス：anzen@jac-skill.or.jp

■一時帰国支援

特定技能1号の外国人が同一受入企業で継続勤務している場合に、一時帰国後も同一受入企業で就労を継続していることを条件に、5万円の支援金を受け取る制度です。

●対象者

- ・特定技能1号の外国人として、建設特定技能開始年月日から2年以上同一受入企業で継続勤務していること。
- ・一時帰国後も同一受入企業で就労を継続していること。
- ・令和5年4月1日以降の一時帰国であること。
- ・脱退一時金申請に伴う一時帰国ではないこと。

●お問合せ先

- ・JAC一時帰国支援制度専用窓口：平日9時00分～17時30分（年末年始除く）
- ・フリーダイヤル：0120-056-045
- ・メールアドレス：ichijikikoku@i-rac.co.jp

電話対応の時間について

働き方改革の一環として全職員一斉での昼休み時間（12時から13時）確保のため、電話対応を休止させて頂くことといたしました。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。